

設計業務特記仕様書

第1章 総則

1-1 一般事項

1. 適用範囲

本業務は、鳥取県「測量設計業務共通仕様書」を準用し、琴浦町の発注する東伯総合公園給水管路実施設計業務（以下「設計業務」という。）に適用する。

2. 業務内容

- (1) 業 務 名 東伯総合公園給水管路実施設計業務
- (2) 業務場所 東伯郡琴浦町大字田越560番地
- (3) 業務内容 上水道管路施設設計 L=387.7m
- (4) 業務期間 着工～令和9年2月26日

3. 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは、次の定義による。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、設計業務に関する方針、基準又は計画等をし、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。

4. 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、設計業務をおこなわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を厳守すること。
- (2) 設計業務に伴い知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり契約図書及び発注者の指示に従い、設計業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。

5. 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び該当設計の細目については、発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

6. 監督員

発注者は、設計業務について指示、承諾及び協議を代行させる監督員を定め、受注者に通知するものとする。

7. 管理技術者

- (1) 発注者は設計業務における管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 管理技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき、設計業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、設計業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

1－2 履行

1. 提出書類

- (1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を発注者に延滞なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また発注者の行う指示についても同様とする。

2. 着手

- (1) 受注者は契約後速やかに業務計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は設計業務着手に当たっては、その旨発注者に報告しなければならない。

3. 打合せ

- (1) 打合せは、設計業務着手及び設計業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 設計業務の実施に当たって管理技術者と監督員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

4. 完了

- (1) 受注者は、設計業務を完了したときは、速やかに発注者に報告し完了検査を受けるものとする。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、管理技術者を出席させるものとする。

5. 手直し

受注者は、設計業務が完了したとき、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに、訂正、補足その他必要な措置をとらなければならない。

1－3 その他

1. 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、設計業務に必要な図面および関係資料等を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面および関係資料等を設計業務の完了後直ちに返還しなければならない。

2. 土地の立ち入り等

- (1) 管理技術者は、設計業務を実施するため国有地、公有地及び私有地に立ち入る必要が生じた場合は、関係者と十分な協議を保ち、設計業務が円滑に進捗するようにつとめなければならない。尚、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督員に報告し協議しなければならない。
- (2) 管理技術者は、設計業務を実施するための国有地、公有地及び私有地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明書等を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 管理技術者は、設計業務を実施するため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに所有者の同意を得なければならない。
- (4) 前項の場合において生じた損失のための経費の負担は、協議により定めるものとする。

3. 関係官公庁等の手続き等

- (1) 管理技術者は、設計業務実施のため必要な関係官公庁等に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 管理技術者が、関係官公庁等に対して交渉を要するとき又は、交渉を受けたときは、延滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第2章 調査

2－1 現地調査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

第3章 詳細設計

3-1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完了時には係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 ($S = 1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦 } 1/100, \text{横 } 1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。
管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。
管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図 ($S = 1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

発注者の水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、伏越、特殊な構造図等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

3－2 各種計算

上水道配水管の構造計算、その他計画上必要な各種計算を行う。

3－3 数量計算

上水道配水管にかかる施工延長及び材料等の数量計算を行う。

3－4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第4章 照査

4－1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸条情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4－2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4－3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第5章 参考図書

5－1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 琴浦町の水道標準図
- (2) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (5) 工業用水道施設設計指針（日本工業用水道協会）
- (6) 水理公式集（土木学会）
- (7) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (8) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (9) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (10) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (11) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (12) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (13) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (14) 水門鉄管技術指針（電力土木技術協会）
- (15) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (16) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

第6章 成果品

設計業務の完成後に提出すべき成果品は、次のとおりである。

6－1 成果品

- | | | |
|------------------------|---------------|-----|
| (1) 報告書、数量計算書、図面 | 〈製本〉 | 2 部 |
| (2) 設計計算書 | 〈 〃 〉 | 2 部 |
| (3) 設計図面（縮小図面） | 〈A4 版縦、両開き製本〉 | 2 部 |
| (4) 報告書、数量計算、設計図面等のデータ | 〈CD 又は DVD〉 | 2 部 |
| (5) 設計協議記録及びその他設計資料 | | 1 式 |